

自治体別 空き家相談対応ルール確認票

草木・草刈り相談から始める庁内確認用

相談の記録は共通化し、その後の判断と動き方は各自治体の条例・要綱・担当体制に合わせて決めます。

協議用・未確定
実在案件は記入しない

自治体名

確認日

主担当部署

参加者

1 どの自治体でも共通して記録する事実

相談が別部署へ移っても、確認した事実が消えないための共通項目です。

- ☐ 相談者の立場・相談経路・確認日時
- ☐ 過去の相談履歴と所有者への連絡状況
- ☐ 草木の広がり、越境、道路・通行への影響
- ☐ 安全上の懸念と、急いで確認する必要性
- ☐ 現地写真、撮影日時、撮影方向

2 自治体ごとに決める対応ルール

公式な担当部署・条例・要綱を確認し、決まっていない欄は「未確認」のまま残します。

確認項目	御庁の決め方・確認先・補足
主担当部署	部署名 / 受付後の最初の確認者
条例・要綱の確認先	名称 / 所管部署 / 最新版の確認日
現地確認を始める条件	道路・越境・衛生・緊急性など
所有者への連絡・通知	誰が / いつ / どの手段で / 記録場所
草刈り業者等の案内	案内の可否 / 選定方法 / 責任の境界
完了確認・次回確認	確認者 / 完了の記録 / 次回確認日

3 相談を止めないための確認順序

- 01
相談受付
- 02
共通項目を記録
- 03
自治体ルールを確認
- 04
現地・所有者対応
- 05
完了・次回確認

次の打合せで決めること

主担当部署と「現地確認を始める条件」を決め、残りは未確認のまま持ち帰る。

確認期限： 確認担当： 次回打合せ：